

# 特別指導に関する規程

## 懲戒に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、県立高等学則（昭和25年宮城県教育委員会規則第33号）第30条に基づき、生徒の懲戒について別に定めがあるほか、必要な事項を定めるものとする。

### (生徒の懲戒)

第2条 校長及び教員は、生徒の本分に反する問題行動があったと認められたとき、生徒の反省を促し、問題行動の再発を防止するために、生徒に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2 懲戒は、特別指導及び懲戒処分とする。

### (特別指導)

第3条 特別指導は、嚴重注意、及び謹慎とする。

2 嚴重注意は、校長説諭、生徒支援部長説諭及び年次・学年主任説諭とする。

3 謹慎は、校内または家庭において、問題行動を反省し、自己を見つめ直すものとする。

### (懲戒処分)

第4条 懲戒処分は、訓告、停学及び退学とする。

2 訓告は、過去の言動を戒め、将来を諭すものとする。

3 停学は、生徒の出席を停止するものとする。

4 退学は、次のいずれかに該当する生徒に対してのみ行うことができる。

一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

三 正当の理由が無く出席常でない者

四 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

### (懲戒の手続)

第5条 懲戒は、保護者同席のもと、校長が行う。ただし、嚴重注意のうち生徒指導主事説諭及び年次主任説諭はこの限りでない。

2 謹慎は、生徒及び保護者に対し、申し渡す。

3 懲戒処分は、生徒及び保護者に対し、文書により命ずる。

4 懲戒処分において、生徒及び保護者は弁明の機会を保障される。

5 謹慎及び停学の解除は、生徒及び保護者に対し、校長が行う。

### (謹慎及び停学の期間)

第6条 謹慎及び停学の期間は、問題行動の内容及び生徒の反省状況等を考慮し、教員の見地からその都度定める。

2 校長は、懲戒に付された生徒の反省状況等を踏まえ、謹慎及び停学の期間を短縮または延長することができる。

### 附 則

この規則は、平成23年4月8日から施行する。